

佐久市公告第176号

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）の規定による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条の規定により公告する。

令和8年7月29日

佐久市長 柳田 清二

1 入札対象業務

業 務 名 （発注課）	令和8年度 佐久市役所本庁舎機密文書溶解処理業務 （総務部総務課管財係）
業 務 場 所	佐久市中込3056番地
業 務 概 要	業務箇所より排出する機密文書の「積込・運搬」及び「溶解処理」一式
履 行 期 間	契約締結日 から 令和9年3月31日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項、又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定に該当する者でないこと。
- （2）佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当する者でないこと。
- （3）佐久市建設工事等入札参加資格者名簿又は佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿において、「13 その他の業務」のうち「03 廃棄物運搬処理」に登録がある者であること。
- （4）機密文書を無選別・未開封の状態で即日処理（積込、運搬及び溶解処理）が行えるものであること。

要件（1）から（4）までの基準日は入札公告日から落札決定日までとする。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年7月29日（水）から 入札日まで	・市ホームページへ掲載 ・佐久市総務部総務課管財係

		(本庁舎4階)
入札参加 申請受付	令和8年7月29日(水)から 令和8年8月5日(水)まで (最終日は午後5時15分まで)	・提出書類 ①「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」原本・副本各1部 ②「誓約書」1部 ・佐久市総務部総務課管財係へ持参により提出のこと。(郵送可) (令和8年8月5日(水)午後5時15分必着)
設 図 書 等 の 入 手	令和8年7月29日(水)から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に関す る 質 問 付 受	令和8年7月30日(木)から 令和8年8月4日(火)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること。) ・佐久市総務部総務課管財係へ持参すること。(郵送可)
回 答 の 期 日	令和8年8月6日(木)以降	・総務課管財係より市ホームページにて回答する。
入 札 開 札 日時・場所	令和8年8月18日(火) 午前11時30分から(郵送不可)	・佐久市役所議会棟 第2委員会室
落 札 者 の 決 定 等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールにより連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないと	

	された理由説明請求（様式第5号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。
入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）	・提出書類は以下のとおりとする。 「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 （提出場所）佐久市 総務部 総務課管財係（本庁舎4階） ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。
入札結果の公表	・佐久市企画部契約課において閲覧にて公表する。（契約日以降）

4 入札事項等

入札事項	・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札人者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし

入 札 保 証 金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契 約 保 証 金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証 (ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は、契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第3項に該当する場合は免除する。)
前 払 金	・なし
中 間 前 払 金	・なし
部 分 払 金	・なし
入 札 の 無 効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- (1)佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、参加のこと。
- (2) 請負者が下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を優先的に下請人とすること。

6 担当部課（問い合わせ先）

公告及び業務の内容	佐久市 総務部 総務課 管財係 長野県佐久市中込3056番地 電話：0267-62-3038（直通） F A X：0267-63-1680 Eメール：kanzai@city.saku.nagano.jp
-----------	--